

第6回 第2農地部会議事録

日 時 平成25年6月20日(木) 午後2時00分

場 所 津市白山庁舎 2階 205会議室

出席部会委員 25 伊藤 武則・26 稲葉 和久・27 大井 一司・28 鈴木 照正
29 田口 慶則・30 諸戸 善昭・31 上川 洋文・32 田中 竹次
33 守山 孝之・35 池田 昌司・36 井谷 功・37 岸野 隆夫
38 中川 和雄・39 藤田 武・40 結城 晋三・47 中谷 秀也

出席部会員外委員 34 浅井 競

以上16名

欠席委員 42 片岡 眞郁

議長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・鈴木事務局次長・中西担当副主幹

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹
美杉：松永主査

議事録署名者 (31番) 上川 洋文・(47番) 中谷 秀也

事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)

報告第5号 時効取得による所有権の移転について

報告第6号 農業生産法人の定期報告について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）
- 議案第4号 非農地証明願について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第6回第2農地部会を開会いたします。本日の欠席は片岡委員の1人でございますのでひとつよろしくお願いいたします。</p> <p>議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。31番 上川 委員、47番 中谷 委員お二人よろしくお願ひします。</p> <p>まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいらさせていただきます。報告第1号から報告第6号につきまして事務局から一括して報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。</p> <p>番号1から3まで、件数は3件、合計面積1,854㎡で、その内訳は、田が1,438㎡ 畑が416㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、農用地利用権設定を、貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしたものであります。</p> <p>2ページから3ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出によるものでございまして、件数は3件、合計面積は18,893㎡で、その内訳は、田が15,751㎡ 畑が3,142㎡でございます。</p> <p>いずれの案件もあつせん等の希望はございません。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。</p> <p>件数は1件で、一般個人住宅用地、面積は852㎡でございます。</p> <p>5ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権</p>

移転)でございます。

番号1は、事務所用地、番号2は、建売分譲住宅用地、番号3は、駐車場用地でございます。

以上件数は3件、合計面積は2,853㎡でございます。その内訳は、田が2,410㎡、畑443㎡でございます。

6ページをお願いいたします。

報告第5号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1、これにつきましては、昭和62年4月1日から、権利者である____が、26年間、所有の意思をもって平穩・公然に占有することによって、取得時効が完成していると判断されるものであります。

なお、この案件につきましては、台帳地目は畑ですが、現況が宅地となっておりますことから、農地転用許可申請を行うよう指導しております。

7ページをお願いいたします。

報告第6号 農業生産法人の定期報告について、でございます。

番号1、法人名 有限会社 _____、主たる耕作物 茶、耕作面積 畑4haであります。

本案件につきましては、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たしているものと判断されます。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願ひします。

それでは議案事項に入らせていただきます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 8ページから9ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受け人 _____、面積27,130.61㎡、渡し人 _____、面積は同じく27,130.61㎡、申請地 久居井戸山町大口新開____、台帳地目・現況地目とも畑、面積39㎡ 外2筆で合計面積2,019㎡。

これにつきましては、親子間での生前部分贈与になります。

番号2、地区 久居、受け人 _____、面積7,572㎡、渡し人 _____、面積は同じく7,572㎡、申請地 久居小野辺町小膳田____、台帳地目・現況地目とも畑、面積462㎡ 外1筆で合計面積1,126㎡。

これにつきましても先ほどと同様、親子間での生前部分贈与になります。

番号3、地区 栗葉、受け人 _____、面積49,879㎡、渡し人 _____、面積5,131㎡、申請地 稲葉町下鴻野____、台帳地目・現況地目とも畑、面積383㎡。

これにつきましては、受人は、兼業のため営農を縮小したい渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号4、地区 川合、受け人 _____、面積714,215.98㎡、渡

し人 _____、面積3,897.91㎡、申請地 一志町庄村小池_____, 台帳地目・現況地目とも田、面積719㎡ 外1筆で合計面積867㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農を縮小したい渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

なお、庄村小池_____の田につきましては、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知により、当事者が合意解約をした土地の所有権移転になります。

番号5、地区 高岡、受け人 _____、面積8,791㎡、渡し人 _____、面積4,125㎡、申請地 庄田町中川原_____, 台帳地目・現況地目とも畑、面積89㎡で外3筆、合計面積2,280㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化により営農を縮小したい渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号6、地区 大三、受け人 _____、面積5,377㎡、渡し人 _____、面積271㎡、申請地 白山町三ヶ野中出_____, 台帳地目・現況地目とも畑、面積271㎡です。

これにつきましては、受人は、高齢のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号7、地区 八知、受け人 _____、面積3,146㎡、渡し人 _____、面積3,231㎡、申請地 美杉町八知折走_____, 台帳地目・現況地目とも田、面積393㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農を縮小したい渡し人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

以上件数は7件、合計面積は7,339㎡で、その内訳は田が3,068㎡、畑が4,271㎡でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

稲葉委員 26番 稲葉です。6月14日に農業委員ならびに事務局と現地確認いたしました。場所は_____のすぐ裏にある_____で、事務局の説明通り何ら問題ありませんのでよろしくご審議ください。

議 長 ありがとうございます。2番、お願いします。

伊藤委員 25番 伊藤です。14日に農業委員及び事務局で現地確認しました。場所的には国道165号線の_____を下ること800mくらい入りました所が現地です。事務局の説明通り何ら問題はないと思いますのでよろしくご審議ください。

議 長 ありがとうございます。3番、お願いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。前項2件と14日に現地確認を行いました。場所は、久居西中学校があるのですけれど、その中学校から東へ行くと_____がありまして、そこから北へ3kmから4kmくらいの所です。周囲は全部畑になっておりまして、耕作放棄地もありませんし、今ですと夏作物を作っているらしいです。現状としましては何ら問題はないかと思っておりますのでよろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

田中委員 32番 田中です。4番、5番説明させていただきます。

議長 お願いします。

田中委員 6月14日に、農業委員4名と事務局2名で現地を確認しました。4番につきましては、一志町の日置と庄村の間の所で問題ないというふうに判断しております。内容については事務局の説明通りですのでよろしくお願いいたします。5番につきましては、一志出家線の_____の南側の田と畑でございます。これにつきましても現地の確認をいたしました。事務局の説明通り問題はないと思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

議長 はい。ありがとうございます。6番、お願いします。

井谷委員 36番 井谷です。14日に浅井委員と池田委員、それから事務局2名と私の5人で現地へ行ってきました。場所は三ヶ野にグリーンロードが走っているのですが、それ下りていただいてまだもう少し三ヶ野の上へ行った所なのですが、相当遠い所の持ち主でございます。隣の人が耕作が辛そうだからということですので、事務局の説明通りです。何ら問題はないかと思っております。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

議長 はい。ありがとうございます。7番、お願いします。

藤田委員 39番 藤田でございます。12日に事務局と現地へ行ってきました。事務局の説明通り何ら問題はないと思っております。渡し人の_____さんは自転車に乗って畑へ行って、帰り自転車を引いて帰るのが辛いというくらいの方ですので、どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい。ありがとうございました。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。よろしいですか。

部会委員 < 一同 意見なし >

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員	< 一同 異議なし >
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。</p> <p>続きまして議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>10ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。</p> <p>番号1、地区 大井、申請者 _____、申請地 一志町井生下里 _____、台帳地目畑、現況地目宅地、面積546㎡ 外1筆で合計面積604㎡です。</p> <p>これにつきましては、_____は、昭和50年ごろから一般個人用住宅用地として、また_____は、平成5年ごろから駐車場用地として使用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。</p> <p>農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>番号2、地区 大井、申請者 _____、申請地 一志町井生下里 _____、台帳地目田、現況地目宅地、面積128㎡。</p> <p>これにつきましては、昭和50年ごろから、駐車場用地として使用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。</p> <p>農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>番号3、地区 川口、申請者 _____、申請地 白山町川口川添 _____、台帳地目畑、現況地目宅地、面積115㎡。</p> <p>これにつきましては、平成元年から、_____用地として使用されており、経過書の提出がありますことから追認しようとするものです。</p> <p>農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>以上件数は3件、合計面積は847㎡で、その内訳は田128㎡、畑719㎡でございます。</p> <p>いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。はい。1番、2番で。</p>
上川委員	<p>31番 上川です。1番、2番について説明させていただきます。場所は上井生と言う所です。この方ですけれども、先ほど報告に出ておりました方と同じ_____さんです。現状は宅地でも建っておりまして、始末書等も出ておりますので何ら問題はないと思いますのでよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。3番、お願いします。</p>
池田委員	<p>35番 池田です。14日に総合支所と委員3名で立会いをしてまいりまし</p>

た。場所的には川口の_____から支所へ向って200mくらいの所で、川がありまして、_____があります。その100mくらい上の所で、今現在、傍はもう宅地ばかりでございます。事務局の説明通りでございますので問題はないと思いますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 はい。ありがとうございました。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見がございましたら、よろしいですか。

部会委員 < 一同 意見なし >

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 < 一同 異議なし >

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 11ページから12ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 久居北口町駒走り _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積283㎡ 外1筆で合計面積482㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、一般個人住宅及び進入用道路用地とするものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 久居北口町洗ヶ瀬 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積295㎡ 外1筆で合計面積309㎡。

これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、一般個人住宅及び公衆用道路用地とするものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

番号3、地区 大井、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 一志町井生下田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積466㎡ 外11筆で合計面積4,714㎡。

これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、老人ホーム用地とするものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

番号4、地区 川口、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 白山町川口荒瀬 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積185㎡。

これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、駐車場用地とす

るものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

以上件数は4件、合計面積は5,690㎡で、内訳は田が185㎡、畑が5,505㎡でございます。

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい。ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

大井委員 27番 大井です。6月14日に現地確認へ、地元委員と事務局で行ってまいりました。場所は、概要は久居の_____があるんですけど、その北側に国道165号線がありまして、それを東向いて最初の信号を左へ入っていきますと半田へ抜けていく道があります。それをずっと行きますと古い団地なんですけど_____があつて四つ角があるんですけど、そのちょうど西側の地区にあたります。畑としては、少ししか耕作されておらず、住宅がもうかなり建ってまして、特に問題はないと思われまますのでよろしくお願いいたします。

議長 はい。ありがとうございます。2番、お願いします。

田口委員 29番 田口です。先日、6月14日に農業委員と支所2名と現地確認させていただきました。ここは事務局の説明通りですけど、住宅地の中ということで、別に何ら問題はないと思います。公共下水道も通つてるということで、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 はい。ありがとうございます。3番、お願いします。

上川委員 31番 上川です。14日に会長、部会長、また事務局のほうから来ていただきましたして、立会いをしました。それで場所は高岡のほうから美杉に向つていくと井生のかかりの右側にある、現在の_____があります。その周辺です。年寄りの方がそこで畑を作るということを3年、4年くらい前に聞いたのですが、それがこのような形になって現れてきました。転用に関しては自治会長、地元の自治会長また農業関係者等の了解も得てもらつてあります。何も問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 はい。ありがとうございます。4番、お願いします。

池田委員 35番 池田です。14日に、支所と委員3名で行つてまいりました。現場につきましては、_____がありまして、それからちょっと西のほうへ100mくらい行ったところに_____があります。この西側に田がございまして、その田を買い取つて駐車場にするということで、隣は宅地になっております。何ら問題はございませんので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長	はい。ありがとうございました。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第4号、非農地証明願についてを議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	13ページをお願いいたします。 議案第4号 非農地証明願について、でございます。 番号1、地区 丹生俣、願出者 _____ 外2名、申請地 美杉町丹生俣 萩____、台帳地目畑、現況地目宅地、面積1.53㎡ 外2筆で合計面積100.53㎡。 これにつきましては、平成2年に撮影された航空写真により、この時には既に住宅用の庭として利用されていることから、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	はい。ありがとうございました。事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。
結城委員	40番 結城でございます。14日に事務局とそれから行政書士、申請人と6名で立会いをいたしました。これは非農地というだけあって、相当なもので原形復帰することはもう不可能です。それで果たして問題が起こらないようにという指導をしてきましたので、意見も一致しておりますのでよろしくご審議願いたいと思います。
議 長	はい。ありがとうございます。ただ今地元委員より説明がございましたが、皆さん何かご意見がありましたら。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員	< 一同 異議なし >
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第4号については証明することに決定したいと思います。</p> <p>続きまして、別冊としてお配りいたしました、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。</p> <p>別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。</p> <p>表紙を1枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。</p> <p>まず、各地区別に、下の合計欄でご説明いたします。</p> <p>久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借合わせ3,624㎡、畑の賃貸借で2,345㎡、契約件数は6件でございます。</p> <p>一志地区につきましては、田の賃貸借33,570㎡で、契約件数は24件でございます。</p> <p>白山地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ3,081㎡で、契約件数は3件でございます。</p> <p>美杉地区につきましては、田の使用貸借2,517㎡で、契約件数は1件でございます。</p> <p>以上、合計で田の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて42,792㎡、畑の集積が、賃貸借で2,345㎡、合計契約件数は34件、合計面積は45,137㎡となっております。</p> <p>認定農業者への集積状況は、一志地区の8件で、面積19,853㎡となっております。</p> <p>なお、今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが、皆さんからのご意見をお伺いします。よろしいですか。</p>
部会委員	< 一同 意見なし >
議 長	<p>それでは、お諮りさせていただきます。ただいま、審議をいただきました議案第5号について、ご異議ございませんか。</p>
部会委員	< 一同 異議なし >
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第5号については適正であると認め、市</p>

長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

午後2時40分

上記は、第6回第2農地部会の議事を録したものである。

平成25年6月20日

議 長

出席委員

出席委員